

令和7年度

事業計画

社会福祉法人上小阿仁村社会福祉協議会

1. 基本方針

国が示す「地域共生社会」は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや、さらには地域・共同体をともに創っていく社会を指しています。上小阿仁村においても人口減少と高齢化が急速に進む中、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて地域の多様な関係者が支え合う仕組みづくりが急務であると考えます。

このため、令和7年度において、私たち上小阿仁村社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、以下の取組に重点を置きながら地域生活課題の解決のための活動を展開していきます。

①連携・協働の深化

地域福祉ネットワークの中心として、地域の多様な関係者間の連携・協働を深化させ、生活課題の解決に向けた取組を進めます。

②人材の確保・育成・定着

人材の確保・育成・定着を図るため、働きやすく、働き続けられる職場づくりを進めます。また、多様な人材の参入を促進し、将来に向けて人材確保の裾野を広げます。

③多様な実践の展開

在宅から施設まで地域住民のニーズに応じた多様なサービスを展開していきます。

④福祉サービスの質と効率性の向上

提供する福祉サービスの質の向上と効率性の向上を同時に達成するよう努めます。

⑤地域住民の参加の促進

社協が中心となって行う「支え合いの活動」等の情報発信を強化し、地域住民の参加の機会を拡充します。

⑥村とのパートナーシップの強化

村とのパートナーシップを強化し、新たな事業の提案等を行っていきます。

⑦組織の基盤強化

多様な外部資金等の確保により財務基盤の強化を図ります。

⑧災害への備えの強化

職員や地域住民を対象とした研修等により、平時から災害への備えを強化します。

3. 重点事業及び活動

ア 地域福祉の推進

(1) 地域福祉を支えるネットワーク活動の推進（基本方針①）

地域包括支援センターや民生・児童委員、近隣住民、福祉・医療関係機関との連携や情報の共有化等を図りながら、要援護者（ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等）への日常の見守りや援助活動を推進します。

(2) 村の御用聞きプロジェクトの推進（基本方針③）

地域のちょっとした困りごと＝「御用」を承る活動を継続するとともに、地域生活課題の把握に努めます。

(3) 村民ふれあい・支え合いの広場の運営（基本方針③）

福祉センターにおいて毎週水曜日に村民ふれあい・支え合いの広場を開催するとともに、月イチメニューも提供し村民の集いの場づくりを進めます。

- ・毎週水曜日 広場（カラオケ、麻雀等）
- ・第1水曜日 ふれあい食堂、いきいきサロン
- ・第3・4水曜日 買い物支援ツアー

(4) 第3回ふれあい福祉まつりの開催（基本方針⑤）

(5) サービス決定会議への参加（基本方針⑥）

福祉サービス利用申請の可否決定や要援護者への支援方法などを検討するサービス決定会議に参加します。

※ 住民福祉課、社協職員：月1回開催

(6) 受託事業の実施（基本方針⑥）

① 外出支援サービス事業（総務課）

※車椅子常用者、視覚障害者、寝たきり者の病院等への送迎

② 生活支援コーディネーター業務（地域福祉課）

③ 見守り配食サービス事業（地域福祉課）

※ 対象：日頃の食生活等に心配のある65歳以上の高齢者

④ 要介護認定調査（居宅介護課）

⑤ 生活支援ハウス運営事業（居宅介護課）

⑥ 総合事業・ほっぷすてっぷ（居宅介護課）

イ 援護活動の推進（基本方針①・③）

- (1) 「まるごと寄り添い相談室」の運営（PRを強化）
 - ※ 相談日：特に設定しない、毎日
 - ※ 職員が対応し、事案に応じて専門の機関に繋ぐコーディネート機能

- (2) 村民の権利擁護に向けた取組の強化（拡充）
 - ① 日常生活自立支援事業の推進
 - ※ 認知症高齢者、知的障害者・精神障害者等への生活支援事業

 - ② 成年後見制度における法人後見受任に向けた調査・研究（新）

- (3) 生活福祉資金、たすけあい資金の効果的運用の推進

- (4) 生活困窮者世帯の自立支援のための物資援助

- (5) 歳末たすけあい募金運動による要援護者・世帯への配分支給

ウ 介護保険事業の運営強化

- (1) 円滑な事業運営の推進（基本方針④）
 - ・利用者のご家族や地域住民に開かれた適正な事業運営を確保するため、通所介護事業においては運営推進会議を、杉風荘においては運営委員会を開催します。

- (2) 人材の確保・育成・定着に向けた職場の魅力向上（基本方針②）
 - ・看護師等修学資金貸与事業によるキャリアアップの支援
 - ・秋田県介護サービス事業所認証評価制度における認証取得への取組
 - ・職員の福祉関係の資格取得への支援
 - ・秋田県福祉保健人材・研修センターにおける研修への職員の派遣
 - ・福祉のお仕事フェアや大館・北秋田地区企業説明会など就職マッチングイベントへの出展
 - ・外国人介護人材受入に関する調査・研究

- (3) 職員の処遇改善の実施（基本方針②）

介護職員等処遇改善加算などの活用により職員の処遇改善を進めます。

(4) 福祉サービスの質と効率性の向上（基本方針④）

業務改善委員会において、福祉サービスの質と効率性の向上の両立を図る取組を進めます。

(5) 感染症予防対策等の徹底（基本方針④）

- ・手指消毒、マスク、3密回避等の基本的対策の徹底
- ・各事業所において感染者発生シミュレーションを実施

(6) 「事故の未然防止」と「事故発生時の対応」の強化（基本方針④）

事故防止マニュアル、事故発生時対応マニュアル及び感染対策マニュアル等に基づき適切、迅速な対応を徹底します。

エ ボランティア活動・福祉教育の推進と募金運動の推進（基本方針⑤）

(1) ボランティア活動の育成と福祉教育の推進

- ① 社協事業において活動可能なボランティア活動をメニュー化し、地域住民の参加を促します。
- ② ボランティア保険の加入支援
※ 個人・団体ボランティアが加入
- ③ 小学生を対象とした福祉教育の実施
- ④ 中学生の職場体験（福祉インターンシップ）の受入
- ⑤ 大館・北秋田ふるさとお仕事博覧会への参加

(2) 赤い羽根共同募金運動（10月）、歳末たすけあい募金運動（12月）の推進

オ 広報活動の強化（基本方針⑤）

- ・「社協だより」を年4回発行し、会員に社協の活動状況の周知を図ります。
- ・ホームページにより地域福祉推進の状況・関係団体の動き・介護保険事業のPRなど各種情報の発信強化に努めるとともに、地域住民の各種活動への参加を促します。

カ 組織・財政基盤の充実強化（基本方針⑦）

- (1) 事業や職員体制の見直しなどにより収入の増と支出の減を図り、自主財源の確保に努めます。

- (2) 行政からの補助金、委託費等の継続的な確保に努めます。
- (3) 多様な外部資金等の確保により財務基盤の強化を図ります。
- (4) 運営会議を開催し、部門間・職員間の連携と情報共有に努めます。

キ 福祉諸団体の事業推進への支援（基本方針①）

- (1) 老人クラブの活動への支援
- (2) 身体障害者更生協会の活動への支援
- (3) 母子福祉会の活動への支援
- (4) 青少年育成村民会議の活動への支援
- (5) 日赤奉仕団の活動への支援

ク 災害への備えの強化（基本方針⑧）

- (1) BCPに基づく研修や訓練を実施します。
- (2) 福祉センターにおいて、社協と役場（健康推進班）合同による避難訓練を実施します。
- (3) 大規模災害時、県社協と連携しながら介護職員・看護職員などの派遣を実施します。

＜杉風荘に関する特記事項＞

1. 基本理念

地域から信頼され、地域から選ばれる施設とするため「利用者が心安らかに潤いをもって生活ができる施設づくり」を進め、利用者ファーストの柔軟な対応、人権や意思を尊重した介護サービスの提供、質の高い生活支援の実現を目指す。

2. 運営方針《特別養護老人ホーム杉風荘運営規程から抜粋》

施設は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

その際は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった施設サービスの提供に努めるものとする。

施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3. 具体的運営方針

- ① 施設サービス計画に基づき、利用者の人権及び意思を尊重しながら、利用者の立場に立った「サービスの質」「生活の質」の向上に努める。
- ② 柔軟で公平なサービスときめ細かで満足度の高い生活支援により、利用者の不安や孤独感の解消に努める。
- ③ 事故の未然防止に向け細心の注意を払い、利用者の日常生活の安全を確保するとともに、身体拘束の廃止に努める。
- ④ 嘱託医との連携を密に看護・介護を進め、利用者の一層の健康管理に努める。
- ⑤ 各種感染症に対する感染予防の徹底を図る。
- ⑥ 感染症対策に万全を期しながら、ご家族との面会、地域住民との交流、ボランティア活動の受け入れ等について随時検討し、可能な限り開かれた施設運営に努める。
- ⑦ 食生活の充実を図り、利用者の健康維持に努める。
- ⑧ 利用者・家族の個人情報保護及びプライバシー保護を厳守する。
- ⑨ 社協だよりなどを活用しながら情報発信に努め、施設への関心と理解の深化を図る。

- ⑩ オンライン研修の積極的な活用等により、各種研修会等への職員の参加の機会を確保し、職員の資質向上に努める。
- ⑪ 避難訓練の実施や地域住民との協力体制の構築により、夜間・緊急時等の防災体制の強化・充実に努める。

4. 数値目標

在宅介護が困難な要介護者の施設利用ニーズに可能な限り応え、地域福祉推進の一翼を担うため、令和7年度の年間平均施設利用率98.0%(短期入所を除く。)の確保を目指します。